

広島県告示第四十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県芸北地域事務所建設局において、平成二十一年一月二十九日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年一月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

千代田八千代線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山県郡北広島町川西字柳一番二地先から 山県郡北広島町壬生字竹之鼻一五六番一 地先まで	一三・五〇〇 三三二・五〇〇	三三二・五〇〇 一三・五〇〇	一、六〇二・ 〇〇〇 一、七九八・ 〇〇〇	〇〇 一、七九八・ 〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 一、四七一・ 〇〇メートル